


意見書

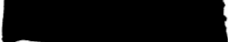
平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号：101-

住所：東京都千代田区

氏名：

電話番号：

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

記

電波利用のニーズが高まる中で、有限な資源である電波について有効利用のための施策を検討することは時宜を得たものと理解しています。

しかし、電波利用料の「納付義務者の範囲」として、新たに、免許不要局（従来利用料は未徴収）も加えるべきとの見解に対しては、下記の理由により反対致します。

- ①免許不要局は小出力で伝播範囲も小さいため、伝播秩序に混乱をもたらす恐れが小さいことや、免許局のように周波数帯への排他的権利もなく品質保証もないことから、免許不要局が受ける利益も間接的なものにすぎないこと。
- ②今後、ユビキタス社会の担い手となる無線LANやDSRCなど免許不要局に課金することは、利用者の負担が増加し、これらの発展・普及の阻害要因となるおそれがあり、ひいては、我が国経済への影響も懸念されること。

以上